

第二十四回国会 衆議院 商工委員会 議録 第十五号

昭和三十一年三月九日(金曜日)

午前十時四十三分開議

出席委員

委員長 神田 博君

委員 小笠 公昭君 澤野 彦吉君

委員 小笠 久雄君 澤本 一雄君

委員 長谷川四郎君 澤中崎 敏君

委員 秋田 大助君 阿左美廣治君

委員 内田 常雄君 菅 太郎君

委員 菅野和太郎君 椎名悦三郎君

委員 島村 一郎君 首藤 新八君

委員 田中 龍夫君 中村庸一郎君

委員 野田 武夫君 淵上房太郎君

委員 前田 正男君 松岡 松平君

委員 南 好雄君 山本 勝市君

委員 伊藤卯四郎君 加藤 清二君

委員 佐竹 新市君 多賀谷眞楨君

委員 田中 武夫君 松尾トシ子君

委員 松平 忠久君

出席政府委員

農林政務次官 大石 武一君

農林事務官(農林経済局長) 安田善一郎君

通商産業政務次官 川野 芳満君

通商産業事務官(大臣官房長) 岩武 照彦君

通商産業事務官(通商局長) 板垣 修君

中小企業庁長官 佐久 洋君

委員外の出席者

大蔵事務官(理財局長) 堀口 定義君

大蔵事務官(為替局長) 片桐 良雄君

農林事務官(農林経済局長) 尾中 悟君

通商産業事務官 随訪 誠明君  
(通商局長) 専門員 越田 清七君

三月八日

委員森山欽司君辞任につき、その補欠として加藤高蔵君が議長の指名で委員に選任された。

委員加藤高蔵君辞任につき、その補欠として森山欽司君が議長の指名で委員に選任された。

三月八日

在日朝鮮人信用組合の育成強化に関する請願(五島虎雄君紹介)(第一一七四号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

委員派遣承認申請に関する件

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第五七号)

特定物資輸入臨時措置法案(内閣提出第五九号)

輸出保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第六八号)(予)

○神田委員長 これより会議を開きます。

まず中小企業信用保険法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案につきましては、すでに質疑を終局いたしましたので、直ちに討論に入りたいと存じますが、討論の通告がありませんのでこれを省略し、直ちに採決いたします。

○神田委員長 御異議ありませんか。

○神田委員長 御異議なしと認め、さきものと決しました。

○神田委員長 御異議なしと認め、委員報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○神田委員長 御異議なしと認め、委員報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○神田委員長 御異議なしと認め、委員報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○神田委員長 御異議なしと認め、委員報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○神田委員長 御異議なしと認め、委員報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○神田委員長 御異議なしと認め、委員報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○神田委員長 御異議なしと認め、委員報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○神田委員長 御異議なしと認め、委員報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○神田委員長 御異議なしと認め、委員報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○神田委員長 この際参考人の出頭要求の件についてお諮りいたします。

ただいま審査中の特定物資輸入臨時措置法案審査のため、本法施行の際特定物資として予定されております、バナナ、パイナップル、カン詰、時計等の輸入業者等を、参考人として本委員会に出頭を求め、意見を聴取することにいたしました。存じますが、これに御異議ありませんか。

○神田委員長 御異議なしと認め、さきものと決しました。

○神田委員長 御異議なしと認め、委員報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○神田委員長 御異議なしと認め、委員報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○神田委員長 御異議なしと認め、委員報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○神田委員長 御異議なしと認め、委員報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○神田委員長 御異議なしと認め、委員報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○神田委員長 御異議なしと認め、委員報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○神田委員長 御異議なしと認め、委員報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○神田委員長 御異議なしと認め、委員報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○神田委員長 御異議なしと認め、委員報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○神田委員長 御異議なしと認め、委員報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○神田委員長 御異議なしと認め、委員報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○神田委員長 御異議なしと認め、委員報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○神田委員長 御異議なしと認め、委員報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○神田委員長 御異議なしと認め、委員報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○神田委員長 御異議なしと認め、委員報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○神田委員長 御異議なしと認め、委員報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○神田委員長 御異議なしと認め、委員報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

もバナナとリンクしなくても出し得るような状態にいたしましたので、その制度を昨年からやめることになったわけであります。そういったと、残ったバナナの特権利益、超過利益をどうするかという問題になります。それでその特権利益を何らかの方法で国に徴収をいたしまして、それをもっと有益な方向に、一般的な輸出振興という方に使いたいということになったわけであります。

それからもう一つの競争入札の問題につきましては、実は先般行政措置でやりました際にいろいろな問題がございまして、どうしても方法がつかないままに、便宜の措置として入札方法をとりました。これについては多少弊害も起りましたので、今後はできますれば入札方式をやめまして、一定の金額を定額で納めさせる、こういう方向に持っていきたいというふうに考えております。

それから、加工業者の点につきましては、従来はバナナの輸入の突進を持った者だけに割り当てるという方法をとったわけでありまして、必ずしも突進を持った者だけに限定することも当を得ないと考えましたので、加工業者、特にバナナに関係の深い加工業者で、しかも輸入の突進がなくても、輸入し得る実力のある者、これを参加させてもいいんじゃないかということ、で、参加させることにいたしました次第であります。

○松尾委員 今度中央卸売市場法の一部改正というのがございますが、この加工業者のいわゆる輸入権の獲得とこれと何か関係がございませうか。  
○尾中説明員 近く中央卸売市場法の

改正案が提案になっておりますが、この件につきましても、今のバナナの問題とは全然別個でございまして、従来中央卸売市場の流通の合理化の問題につきまして、いろいろ問題があったわけでありまして、そういう観点から改正するわけでありまして、バナナの輸入とは全然関係はございません。  
○松尾委員 それはそれで打ち切りまして、この特定物資輸入臨時措置法の提案理由の中を見ますと、「その輸入によって通常生ずる利益をこえて異常な利益を生ずる物資をいうのでありまして、さしあたりはバナナ、パイナップル」云々とありますけれども、ここに「さしあたり」と書いてありますので、これをきめる場合に、これら特定物資のほかには何か上った傾向があるのか。その中からこれを取り上げたのでしようか。またさしあたりという中には、今後はかのもも特定物資に指定する考えがあるのかどうか。

○板垣政府委員 御承知のように現在日本は、不急不要品でも通商協定の関係とかいろいろ理由から数量を非常に制限しながら入れているものがある。従って数量が制限されておりますので、どうしてもそこに特殊利潤が出るという物資はこの四つ以外にも相当あるわけでありまして、しかしながら、それには相当の理由がありまして、そういうものは特殊利潤といいたましても、そう異常というほどでもない。一般物資に比べましては、多少の利益はありますけれども、異常というほどではない。また差益徴収というようなところまでいくには、対外関係上まづいものがあるという工合で、現在考えられますのは、この四つでございませう。

○松尾委員 たいだいまの、そんなに異常ではないけれども、あるいは国際貿易上差しきわりがある、あるいは将来そういうふうになるかもしれないというふうな品目はどんなものがあるのでしょうか。  
○板垣政府委員 たいだいま申し上げましたように、現在入れている物資は、ちよと該当するものはないのでございませうが、適当な例かどうかわかりませんが、たとえば韓国からのノリというふうなものを取り上げてみますと、現在相当の利益がある。しかし今度これを取り上げませんでしたのは、ノリにつきましては、御承知のように国内の生産業者との関係があつて、毎年入るれかどうかをそのつどきめておられる状況で、継続的に今後入るかどうか確定してないために取り上げてないのでありませうが、かりに朝鮮ノリを今後数量をしばらくながら相当期間入れたいというふうなことになるかと、こういうものを取り上げるかもしね、こういうふうな状況になっております。

○松尾委員 外車なんかその中に入るといふ傾向はありませうか。  
○板垣政府委員 自動車は御承知のようににたまたま国内生産との関係で、非常に需要があるにかかわらず制限をされているわけでありませうが、しかしながらこれは現在需要者の差益づきで入っておりますので、しかも一年間販売ができませんというふうなことになるかと、非常にこれは国内の価

格は高いのでありますが、いわゆる超過利潤というものが出ていないわけでありませう。従って自動車は差益徴収の対象にするのは不適當であるというふうに考えております。  
○松尾委員 それはそれでわかりました。この輸入臨時措置法の中に、バナナのいわゆる収益十二億六千万円、こう定めておられますが、この場合にワン・パスケットはCIFの値段もきまっておりますし、それから輸入予定量もきまっておりますが、この場合にお尋ねしたいのは、国内輸送料とか、加工料とかそれから中間経費とか、こういうものを幾らぐらいに推定なさいますか、その上小売価格を幾らぐらいに推定して、この基準の十二億六千万円というものが出たのか、それをちよと……

○樋口説明員 お答え申し上げます。御承知のように現在バナナのCIF価格は七ドル五十というところになっておりますが、これに銀行の為替の手数料その他入れますと、結局円に換算しまして実際に二千七百五十円になるわけでございます。それに輸入関係の諸掛りが百四十五円八十五銭、それから輸入税が現在二割かかっておりますので、これが大体五百四十円。それから輸入業者のいわゆる口銭を三割程度見ますと八十一円四十五銭ということになります。そういったと、その総原価は三千四百八十二円三十銭ということになるわけでございます。最近二年間の浜相場——これはしょっちゅう動いているわけでございますが、歳入に見積ります際にはできるだけ固く見たいということで、最近の二年間の一番低いところを取りまして五千三百

円、そうしますと一かご当り五千三百円から原価を引きまして千八百七十七円七十銭というものになるわけでございます。それに年間の輸入量六十万かごというものを掛けますと、全体で十億九千六十二万円、それだけが一応六十万かごから生ずる輸入差益、そういうふうな算定したわけでございます。  
○松尾委員 今の五千三百円というのは小売価格ですか。  
○樋口説明員 これは浜相場でございますので、卸売業者が引き取る値段でございます。

○松尾委員 そうすると小売価格はどのくらいになるのでしょうか。聞くところによると一本五十円ぐらい、こういうふうで、バナナの需要と供給があまりつり合いがとれなくて、昔は大したくたものではなかったものが高級くだものに扱われている、こういうふうな言われておりますから、どのくらいになるのでしょうか。

○樋口説明員 戦前いわゆるバナナのたき売りの時代には三百万かごから三百五十万かごの輸入をいたしておったわけでございます。ところが戦後台湾の生産事情がすっかり変わりました。最近では年間せいぜい百五、六十万かごしか向うでできない。輸出の総量といたしましては、せいぜい百万かご程度しか輸出できない。この事情は参考資料にも申し上げたわけでもございませうが、そういう格好になっておりますので、御承知のように日本の人口は当時から見ますと約五割以上ふえている、反面輸入量は五分の一以下に減っているというふうなことで、戦前に比べまして需給事情が非常に根本が

変わっております。それ

変わっております。それ

変わっております。それ



えております。

○佐竹(新)委員 関連して……。たまたま松尾委員の質問に對しまして、あなたは加工業者がこれに加わるという、従来の輸入業者のほかに加工業者を新たに加えたのは、これは拒む理由がないというような御答弁でありました。私はこれは違ふと思ふ。あなた方が幾ら強弁されようと、今度の全バ連を入れたということは、要するに市場法を改正して農林省がご入れをした、ここに問題がある。私は後刻農林大臣、安田経済局長を呼んでもらつてこの問題は徹底的にたまたまと思ふ。そこであなたにお尋ねしたいと思ふ。その中であなたに尋ねたいと思ふ。その中に農林省のきつてご入れによつて全バ連を入れたか、このいきさつについてあなたは答弁ができませんか。

○樋詰説明員 今の新規を入れたという事について、入れるべきじゃないやないかというお話が本筋だと思ふますが、これはパイナップルにつきましても毎年新規の人間を少しずつ入れておけるわけでございます。パイナップルにつきましても協会の比較的良好とまじりまして、だんだんパイナップルの輸入をしようという方が協会に入つておられるという事から、昨年は一割全然新規の方を入れる、それからことしはその新規の方がほとんどみんなまた協会に入つておられるという事です。現在、自分は加工食品あるいはカン詰の輸入を一般にやっておるので、パイナップルは今まで扱つたことではないけれども、パイナップルの輸入をやりたいという御希望の方は、新規の方でも逐次入れておけるわけであり

ます。それでいゝゆる既得権という格好で、もう絶対に認めないという必要はないんじゃないか。これはほんとうに輸入の意思と実力をお持ちの方であるという事であれば、その方は入つていただくのは一向差しつかえない、しかもそれが直接大衆に渡る品物ではないので、必ずその間において一応加工段階を経る、しかもその加工業者であるならば、それらの方々が入つてきたというときに、絶対入れないという必要はごうもないので、それではなぜパイナップルについては新規を認めないか、これは新規を認めないんだという、むしろそつちの方面に對してかえつて行政上非常にへんばになりはしないかということを入れた。たまたま、今お話がありました。農林省の方からもこれはいゝゆる国内の食糧の一種の配給というやうな関係で、われわれとしては食糧関係のものは常に農林省と御相談しておりますが、われわれが農林省の方から非常に強く押されて通産行政が負けたといつたやうな覚えは私は絶対ございません。

○佐竹(新)委員 それは通産省の何は私はよく知つておる。そういうことはここで聞く必要はない。だが、市場法を改正して、仲買人はあの市場の中におる、その仲買人が今度は神戸から輸入できるように市場法を改正しておるのです。これは農林大臣命令です。よ、東京都知事にあつて。東京都議会が決議しておる。それから押してきたのもいい、それを無理をしたのはどういふことがあつたかということ、あなた方は承知されている。内部に不平があつたはず。相当もめた。だから今日に至つて——そこであなた方にお尋ねしますが、それではいよいよ今度に入札をいたしましたか、べらぼうな高値で入札をした。もうあしたの期限でしよう。金は納まりますか、どうですか。納まらなかつたらどうしますか。

○樋詰説明員 これは入札の際に一応銀行に必ず預託したという、銀行に金を預けたという預託証明書を持つて初めてその入札場に入れたわけであります。

○佐竹(新)委員 それは全額の保証金ですよ。

○樋詰説明員 それからその次に……。

○佐竹(新)委員 あしたの期限内に金が入るか入らぬか。入らなかつたら保証金を全部とらなければならぬ。

○樋詰説明員 これはあしたまでに約東通り金を納めないというときには、その保証しした金の二〇%、これは国庫に没収する。国庫というのはジェトロということになっております。

○神田委員 佐竹君どうでしょう。松尾君の方をまとめてから、あなたは質疑の通告がありますから……。

——それは松尾君。

○松尾委員 私だんだんそういうことを聞いていこうと思つたのですから、一つ佐竹さんにやつていただきたいと思ひます。

○神田委員 それでは佐竹君。

○佐竹(新)委員 それだつたらあしたの期限ですよ。それで、全バ連が納める金は全額で何ぼですか。私が聞いていた範囲内では半分の金も集まっています。非常に走り回つて集めていまして、集めて入らなかつたら没収します

か。政治的なでこ入れがあつてもあなたはそれに応せぬでしようね。

○樋詰説明員 これで全体で落札した総額は、この前九億六千六百九十九万四千円、そういうことになっております。このうち今の全バ連に相当するものが幾らで、それ以外のものは幾らかということ、大体全体のワクとして、約九割が全バ連系統の方ということに承知していただくべきです。これにつきまして、この前入札価格の五〇%の担保を納めていただくべきです。それでこの割当を受け取つて、その方には権利なしということにするにいたしました。その五〇%のさらには二〇%というものを没収して、その方には権利なしという事になります。この約束通り果さないという方は、当然保証金の二割というものを没収する、その方にはもう輸入権はない、そういうことになるわけです。

○佐竹(新)委員 速記に明らかに残されております。あなたの方からそう御言明になつた以上は、これがもしあつたという、あなたの方では必ず、権利はもろろですが、没収されませんか。どんな政治的な手が加わつても没収されませんか、ここではつきり答弁して下さい。それは十日の期日が定めてあるから没収しなければならぬ。

○樋詰説明員 これは一応天下に公告しまして、その条件をのんで入札に応募された。ところが途中で権利を放棄したという方は、当然こういふ条件をのんだ上でそういう契約をされたわけでございますので、これはもうわれわれとしては当然この約束通り公告の条件に従つてジェトロの方でこの金は没収する。そして国庫に入るといふことになると思ひます。

○佐竹(新)委員 事務当局だけではまだ圧力が加わつて變る場合がある。それで政務次官にこの際言明をしていただきたい。

○川野政府委員 ただいま御答弁申し上げましたように、公告をいたしましたので、そして先方も公告の条件に承諾いたしました。輸入させたもの、こういうふうに考えまして、従ひまして違約をいたしました場合には、当然この条件に當るだけの分は没収いたします。

○佐竹(新)委員 私が念を入れておきますことは、通産省当局は何ほどのよくな御言明があるかと、この全バ連を今回入れたことは、農林省のご入れがあつたから入れたのです。これは市場法を改正しておることによつて明らかです。これは後刻農林大臣、安田経済局長を呼んで十分確かめます。しかしこれが今政務次官の言われたやうに、あす金がかかなく入りかねて七転八倒しておる。そうすると、この保証金はあつたの期日が来たならば、当然取らなければならぬ。取るときに、必ず政治的なでこ入れがくると思ふ。きたときにあなた方は絶対に屈服せず、ここで言明なされた通りに取りまされ。これだけはつきりしておいていただきたい。

○川野政府委員 取る決心でございます。

○佐竹(新)委員 さらに質問を讀みます。従来台湾から六十方かご入つて、昭和二十九年度のジェトロに吸い上げられた金は、大体どのくらいなのですか。今度この法律で国で吸い上げるこ

どになるのですが、それまでにジェット  
口で吸い上げた金はどのくらいで  
すか。

○樋詰説明員 この前にジェット口で吸  
い上げた金につきましては、全体  
で八億一千六百万円でございます。

○佐竹(新)委員 このジェット口は、要  
するに貿易振興のための政府の外郭団  
体か何かでありましょう。しかしわれ  
われの考えから言うならば、こうした  
六十万かこのものを輸入する場合にお  
いては、通産省自身が、輸出、輸入に  
対するところの当局が、なぜジェット口  
に持っていったこの輸入権をまかし  
て、そしてその吸い上げた金は、今日  
ここで法律を作るのだらたら、前に法  
律を作った国が吸い上げるようにしな  
ければいかぬのだが、そのジェット口が  
吸い上げた八億一千六百万円の金は、  
今日までどのように使用されておるの  
か、その使用した明細書を資料として  
出していただきたいと思ひます。

○板垣政府委員 通産省が直接差益徴  
収をやらずに、ジェット口に委任をいた  
しました理由は、実は今は申しました  
金額は二十九年度の割当の分ござい  
まして、昨年法律を提案いたしました  
のはその後でございます。従って、法  
律がまだ御決定を見る前でございます  
たので、やむを得ず行政措置として差  
益を徴収するということになりました。  
ところが役所といたしましては、  
そういう機構もできません。法律がで  
きましたあとは、通産省でやる予定に  
なっておりますが、また法律の制定以  
前でございますので、役所でやるこ  
とは適当でない。従って通産省の最も  
密接な監督下にあります。半官半民の  
機関であるジェット口に、この徴収事務

を委託するということにはいたしたわけ  
でございます。しかしそれはあくまで  
も徴収事務の委託でございます。ジ  
ェット口に外割をし、ジェット口に金を使  
わせるということではございません。  
その使途につきましては、通産省にお  
きまして大蔵省その他とも相談いたし  
まして、これを最も適正な方法で使う  
ということになりました。ただいま簡  
単に一応その使途を申し上げますと、  
八億一千六百万円のうちで、ジェット口  
の基本財産といたしまして、四億円を  
繰り入れることに大蔵省と話し合いが  
できております。それからその次に通  
産省で今最も重要な施策の一つとして  
考へております重機械プラント類の輸  
出促進のための重機械技術相談室に五  
千万円繰り入れるということにしてお  
ります。そういうことになっており  
ます。

○佐竹(新)委員 それはあとから書類  
でいただきたい。ジェット口に対しての  
国の補助金は、大体どのくらい出てお  
るのですか。

○板垣政府委員 本年度は、後日開べ  
まして正確な数字を申し上げますが、  
全体で六億見当と思っております。そ  
れから本国会に御要求いたしており  
ます予算では七億見当と記憶いたし  
ます。

○佐竹(新)委員 行政措置で吸い上げ  
た金をやむを得ずそういう手續をとっ  
たのだと言われておりますが、法律は  
今回提案されたのですが、前の国会で  
も出せば、本国会で通るくらいだから  
通るはずである。なぜ今日出されて、  
その前に出されなかったのですか。

○板垣政府委員 昨年も御承知のよう  
に、このバナナ等特殊物資の法律案を

提案いたしましたわけでございますが、国  
会の議事の都合上審議未了になったわ  
けでございます。

○佐竹(新)委員 私はその当時商工委  
員でなかったからわかりませんが、今  
日これだけ国が差益金を徴収するとい  
う法律ならだれも国会で反対する者  
はない。それが出されたときに審議未  
了になったいきさつはどういうわけ  
ですか。

○板垣政府委員 これは政府側の方で  
はわからないのでございますが、事  
上審議未了になったのでございます。  
○佐竹(新)委員 政務次官からちよ  
と御説明願いたい。

○川野政府委員 国会において審議未  
了になりましたいきさつについては、  
皆さんがよく御承知であろうかと考  
へます。

○佐竹(新)委員 審議未了になった  
いきさつは、例の砂糖の需給安定価格  
の問題と抱合せにされた。この砂糖の  
問題は所管が違ふと思ひますので、私  
はまた別の機会にお伺いをいたします  
が、あなた方は今日までジェット口の監  
督をどのようにしておられるのか。今  
言うように六億なんぼの予算を出して  
も、もちろんあなたの方の監督の  
もとに使われるか知らないが、八億な  
んぼの差益徴収をジェット口にまかして  
おく、この間に相当問題があると思  
う。そういう点についてあなた方はど  
ういう監督をしておられるか。

○板垣政府委員 ジェット口に対します  
政府の補助金及びたいた問題になっ  
ておりますバナナ等の差益の徴収事務  
につきましては、通産省は厳格な監督  
をいたしております。むしろ補助金  
などの使途についてもジェット口からう

るさがるるくらゐ厳格な監督をして  
おります。それからバナナの差益徴収  
事務につきましては、一定の精密な規  
定を設けまして、ジェット口で徴収いた  
しました金額は、通産省の指定します  
銀行に預託金として預けさせておりま  
すし、その使途は通産大臣の指令がな  
ければ使えないことになっております  
ので、その点に対して間違ひは万々な  
いようになつております。

○佐竹(新)委員 そこで私はバナナの  
価格のことについて質問したいと思  
うのですが、さつき松尾委員からある程  
度まで質問をされたのですが、神戸の  
水揚げ値段が二千七百円、これに持  
つていて価格差益金千七百円、関税が  
五百四十円、水揚料が九十円、合計五  
千三百円、それに仲買りの手数料、色  
つけ料、加工料で小売りが大体七千円  
くらいで引き取るのが今日までのあれ  
だつたらしいのですが、今度は全バ連  
はどのくらいの値段で——私が話に聞  
いているところによると、最低が三千  
六百元、最高が四千五百円で、その  
ブールしたものが四千二百円くらいだ  
といわれておるが、これに間違ひはあ  
りませんか。

○樋詰説明員 大体今お話の通りで  
ございます。高いのが約四千五百円に  
ちよつと欠けております。

○佐竹(新)委員 そうすると、今まで  
持っていて、今言う差益徴収をや  
る、あるいはいろいろな色つけ料とか  
何とかいものが入つて、小売に渡つ  
て、末端価格がどのくらいになると思  
いますか。もう大体四千二百円くらい  
で出ておる。そうすると今まで手数料

を入れて五千三百円ですか、それをも  
う入札のときにそういう高値で入れて  
おるんですが、消費者にぶつかって  
くる末端価格はどのくらいになると思  
いますか。

○樋詰説明員 五千三百円というふう  
にしましたのは、先ほど申しましたよ  
うに歳入の見積りでございますので、  
最近二年間の一番低いところをとつ  
たわけでございます。最近の実績は、こ  
の入札の前から大体六千円をこして  
おるといふのが実情でございます。そ  
こで先ほど申し上げたのでございま  
す。ここで今まで千七、八百円しか  
つらなかつたというものが四千円こ  
えるといふので、それだけ全部が消費者  
に転嫁されるかどうかということござ  
います。これはバナナが非常に腐敗  
しやすいものであるというふうなこ  
から、それでどうしてもそれだけで売  
高というところで、消費者の方がそんな  
高いバナナはいやだとよそを向いた場  
合には、元も子もなくなつてしま  
う。これは大体需給数量とそれから国民が  
どの程度まで出して買うかということ  
でござるもので、コストが高くなつ  
たから、必ずそのコストが全部消費者に  
転嫁されるものでもないと思ひます。  
ですから、若干は上るのはやむを得な  
いかと思ひますけれども、この四千五  
百円が全部消費者に負担転嫁される  
ことはないというふうな考へており  
ます。

○佐竹(新)委員 それはあなたの考  
えで、だれが買うんだ。大衆が買わな  
ければ、そんな高いものを入れる者  
はない。買手があるから高い入札を  
するのです。買うのはだれか。これは消費  
者です。料理屋とか専門店とか、そう

いうのなら別なんです。そこであなたに私はちょっと聞いておきたいことがある。こういううわさが飛んでおるのです。今回の六十万かこの外貨の割当、それは年度内の分が何ほ残っておりますか。

○種語説明員 大体バナナは御承知のように毎期非常に発表が延び延びになつておつたわけでありまして、毎期いつも期のおしまひになつてやるという格好です。これはわかれわかれから、ことしは一応、先日よりしましたのが上期のものでございます。従いまして、下期の分はそっくり残つておるわけでございます。これはわかれわかれとして、バナナがおくられたのも、その主たる原因は台湾における生産状況、虫害とか風水害とかいうことで、出荷ができなかったというふうなことから、大体今までの押せ押せがちょうど一期ずれたというふうな格好になつておりますので、この際ジェットロを通ずる割当というものはこれで打ち切りまして、三十一年度からは御審議願つております特別会計による徴収という格好で正々としていきたい、こう考えておりますので、今のところ年度内になおもう一回バナナの入札をすることか、あるいは割当をすることとは考えておりません。

○佐竹(新)委員 だからそこに問題があるのです。今回の分は上半期、今度下半期の分が残つておりました。その残つておる分を年度内にやれば、バナナはすぐに入つてくるから安くならぬ。ところがこれをもうやらないというので、年度を越してやるというのと、それが入つてこない。そこで全バ連が高く入札したのです。大体そういうこ

とがつうつうになつておるのじゃないですか。これは年度内に割り当てておるのじゃないですか。だから、あれらがねらうのはそこなんだ。あなたの方で上半期だけを割り当てて、次がいつになるから入らない。今あなたの言われた通り入らなければ、まだまだ上りますよ。あとがべらぼうに上つて、それで一もうけしようという考えがあるから、全バ連が横やりを入れた。農林省がやられた。河野農相がやられた。裏ではどんなことがあつたかわかりませんが、大体常識から考えればそうなんです。なぜそれなら外貨の割当資金を大蔵省からとつておいて割り当てないのですか。

○種語説明員 先ほども申し上げましたが、バナナがおくられたのがほとんど台湾側の事情で、積み出しができないというふうなことからずつとおくられてきたわけでございます。台湾からの出品のスケジュールに合わせた結果おくられてきて、毎期々々一期ずつずれたというふうな格好でやつていく必要もないじゃないか、一度けりをつけましてあと割り当てるといふことの方がいいのじゃないか、忘れたころになつてマイナスが出てくるというふうなことより、すつきりするんじゃないかというところで、年間六十万かご入るといふ格好でいきたいと思つてます。今すぐ追つかけてやりますと、来年上期にそれを割り当てても現物が入らぬというところで、事実上捨てるというやむなきことに至るのではないかと考えております。

○佐竹(新)委員 そういうやり方をしておると、むしろ今度は台湾の方で、日本にはバナナがえらい高う売れると

いうことで、元値を上げてくるということになつたら、通産省はどうするんですか。支那人は機械ですからね。また日本は高いものを買わなければならぬ。安く入札するならわかる。あるいは通産省は監督行政だから、通産省で一定の基準値段でやるというならわかる。ところが吸い上げた。入札は最高値でやられた。そうすれば、必ず台湾の方では値を上げてくる。一かご何ほという、水揚げされるまでの協定があるんですか。

○種語説明員 七ドル五十という価格、数量と一緒に政府の間ではつきり約束した数字でございます。現在台湾におきましては、三十一年度の日台交渉をやつておるわけでありまして、その際にもわれわれの方として、七ドル五十以上というふうな数字をかりに向うが要求するようないふことがあれば、断固としてける、むしろこれを下げるべきだといふことで現在交渉いたしておりますので、向うに支払うべき外貨の額が上るといふことは絶対にないと思つております。

○佐竹(新)委員 それはあなたの言われる通りわかります。しかし国内でこいういう高値のバナナが来ると、向うは今度新たに協定を結ぶときに、それでは出さぬといふことになつたら、バナナは入れぬといふことになるんですか。六十万かご入るといふ台湾との協定は廃棄ができますか。値段が高ければバナナは入れないといふことをはっきり言明できますか。

○種語説明員 これは台湾としてはぜひ出したいといふことで、値段は少しぐらいたたかかれても日本に買つてもらわないと、ほかに買つてくれるところ

がないといふようなことでございませう。日本からは雑貨、農水産物というふうな見返りの輸出が実際上——直接のリンクではありませんが、台湾のバナナを買つてやるという条件で日本の雑貨も買つてもらつていふといふようなこともありますので、日本側もある程度輸出振興のために買うべきだと思つておりますが、買わないといふ場合にどっちが困るかという程度は、台湾の方がはるかに困るんじゃないかと思つておりますので、バナナに關する限り、国際交渉で現在より高買いさせられるといふことは、絶対にないと思つております。

○佐竹(新)委員 今度は少し方向を変えて、あなたの方通産當局で台湾産バナナの輸入及び振り払い業務委託者決定のための入札に關する公告といふものを出しておられるうちに、今度全バ連が入つたために、いわゆる色つけをする加工業者が全国の市町村長の証明書をつけて加工業者であるといふことを言つたならば、全部入札に加わることができるといふことで、九百名ぐらゐの入札者があつたと聞いておりますが、この中で大体どのくらいのものか、実際の入札を行なつておりますか。

○種語説明員 今回入札いたしましたものは、八百二十一社の有資格者のうち乗権したものが八社ございまして、八百十三社といふものが入札に参加いたしております。

○佐竹(新)委員 それは手続の上ではみな個別々々ですが、実際には全バ連がまとめて入札しておるのですか。私の聞いた話では、ジェットロに来たときにバス二台くらいで押しかけて入札していったと言つておるが、どうなん

です。

○種語説明員 一応入札の結果の金額を見ますと、多分に片寄つておるといふ面はございませうけれども、表面的にはあくまでも一社々々で皆さんおやりになつておるといふ格好になつておりますので、その内面においてどの程度皆さんが話し合ひをされたかといふことについては、われわれの方で詳細はわからないわけでございます。

○佐竹(新)委員 あなたの方ではさういふ市町村長の証明書があつて、公告に示されております入札手続を踏めばそれでいいとしておる。ところが業者の方では全部談合しておる、そして一番高値はこれ、一番低値はこれ、平均値はこれこれといふことで談合しておる、一人をやつておるのではない、そこに問題があるわけですか。あなたの方はさういふことを知つておられるが、知らぬ顔をしておる。さういふことが一体いいか悪いかといふことです。私はさういふ輸入の手続をやつておるのは通産省にまかしておけぬ。

○種語説明員 これは詳細どうなつておるかといふ向うの内情はわかりませんが、何か世間でさういふうわさが非常にあつたといふことから、われわれの方もそれは間違つた事実ではないかと考へたわけでございます。そこで当初入札といふものが一番公平なやり方であるといふことで、この入札の方法を選んだのでございませうが、今お話をいたしましたような空気がございませうので、入札の直前でございませうが、今回の入札は絶対に実績に見ない、あくまでも試験的なもので、今回高く入札したという方は当然高く負担される、しかも高く負担したからとい

て、それをこの次の定額制でやるという場合の入札に見ない、法律が通って新しくこの法律の対象として行うという場合の定額の割当の際には今回の入札とは全然別に、新しい基準でやりたい、こういうことを天下に公表したわけでありませう。

○神田委員 佐竹君に申し上げませう。農林大臣はたゞいま参議院の手算總會が始まっておりまして出席できないので、大石政務次官が見えておりませう。それから農林省の安田経済局長は、農林委員会におきまして川俣委員がずっと質問の継続中のごさいます。当分出席できないということでありませうから御了承願いたいと思ひます。

○佐竹(新)委員 大石政務次官は何にも事情を知っておられない、私が質問したつてわからぬ。安田経済局長と農林大臣しかこの問題はわからぬ。ただ形式的に大石政務次官に来ていたでいて尋ねても、後刻事情を聞いて答弁します、そんなことくらいでしよう。だから、私はあくまでもこの委員会に農林大臣と安田経済局長を呼んでもらつて、そのいきさつを聞かなければ得心できません。

○神田委員 今の佐竹君の御要望につきましては、一つ十分善処いたしましう。

○加藤(清)委員 関連して、私はこの際輸入業者の入札制度にからまるところの入札資格者をふやしたという点について通産当局にお尋ねしたいのでございませう。一体政府の外貨割当の方針それから商社の数をいろいろ操作する方針というものが、近ごろ変わったか変わらなかつたかということをお尋ねいたします。

ねしたいのでございませう。急転直下この方針が変わつたのでございませうか、変更せんのですか、簡単に答えたいのでございませう。

○川野政府委員 変更せん。

○加藤(清)委員 私の聞いておるところによりますと、変わりつつある。今までの大臣の答弁では変わりつつあるが、その変わり方が、大体外貨の割当はグローバル方式であれば、リンク制もあれば、設備割当もあれば、いろいろなあるのだけれども、要は設備割当その他すべてからだんだんしほつて商社割当に移行する、無理でもやるのだ、こういうことを大臣は本委員会の席でも再三言われておりますし、地方へ講演に出られました折に、商工会議所関係の人を集めてそのように答えていらつしやいますか、これはどうでございませうか、ほんとうでございませうか。

○川野政府委員 私が変更せんと思ひましたのは、全然変らないという意味ではございませぬ。御説のように貿易自由化の線に沿ひまして商社に手持ち資金をある程度与えた方がよからうというところで、加藤委員も御承知のように、先般手持ち資金を商社に与えておるといふことで漸次移行いたしております。

○加藤(清)委員 そうすると、その通産大臣の言たるや正しい、これはどうもか、このように移行しつつある、どう考へてよろしうございませうか。

○板垣政府委員 通産大臣がしばしば御言明になっておりますのは、いわゆる大方針でありまして、私ども通商当局といたしましては、できませんればやはり漸次戦前の形態に戻つていきな

い、そのためにはやはり輸出入をやるものは商社でございませうから、商社に外貨を持たせるといふ方向に持つていきたいと思ひますが、ただ無理にでもやるというのには、ニエアンスがございまして、その点はわれわれとしては実情に即しながらできるだけ無理のないように、また摩擦のないようにやつていきたいと思つております。

○加藤(清)委員 そこでお尋ねしたいのは、このバナナの割当方式でございませうが、今までもあなたたちのたびたびの言明によりますと、大体商社が多過ぎていかぬ、だから将来はこれを整理統合してもらいたいのだ、こういう号令が石橋本山からだんだん流されてきた。この声におびえて方々の商社は整理統合しなければならぬ、こういうことになつてきた。御承知の通り名古屋でもそうしなければ外貨がもらえないのだからというので、今やてんやわんやの大騒ぎの最中ではございませう。これは各地方ともさういうようではございませう。しかるにバナナに限つて何がゆゑにすでに商社割当に相なつていたものに対して問屋割当を敢行しなければならぬのか、何がゆゑに色つけ業者にこれを渡さなければならぬのか、すでに今までのバナナ輸入業者をもつてしてもなお数が多しといふことは、さる保守党の議員さん、この人がいつも代表になつていらつしやるはずですが、かつての大臣であつたこの人でも

なにお多過ぎる、多過ぎると言つておる問題にかかわりませぬ、何がゆゑにこの際八百数軒も人間をふやし、何がゆゑに九百何ほに余るところの色つけ業者や問屋業者に対して入札資格を与えたのか、この理由の解釈に私ははな

はだ苦しむものでございませう。この点は今までの輸入権を持つていた方も理解に苦しんでおられるところではございませう。この際、一つ明快なる筋の通つた御答弁をわすらわしたいのでございませう。

○川野政府委員 お説のように確実なる商社に割り当てる、こういう方式が最もいいのでなからうかと私も考へております。ゆゑに現在割当を受けております商社のうちで、その資格等にいかかわしいものがございませう。しかしそれだからと申しまして、全然新規を入れなかつたということもどうであらうか、こういうような観点から、今回はある程度の人を新規に入れたらというやうな点から突は考へたのであります。結果的に見ますと、お説のように八百数十人の申し込みがあつて、それが非常に混乱した、こういう点から申しますと、これはいかがであつたかと突は現在考へておる次第でございませう。ゆゑに今後といたしましては、入札制度はできるだけ控へたい、こういうふうにお考へておるやうな次第でございませう。

○加藤(清)委員 私のお尋ねしてあります点は、入札制度を變えてもらいたいという要望で言つておるのではございませぬから、その点は誤解のないやうに、一つお考への上御答弁が願ひたいのでございませう。

政府の方針が、メーカー割当から商社割当に移行しつつある、こういうことですが、数が多過ぎる。内輪のことばかりで私聞いて知つておりますので、はつきり言ひませぬ、中小企業がやがやしてしようがない、それが混乱のも

とだ、だからそれを整理しなければいけないのだ、こういうことまで言つていらつしやるやききに――その方針に従つてあなたはずいせんだつてのこの特権をお与へになつたはずなです。片やそういうことをやつておきな

がら、何がゆゑに――バナナだけはこういう結果になつたとは知らなんだとおっしゃいますけれども、それは次官は御存じなかつたでしよう。それは無理はない、あまりにもバラエティが広過ぎるから……。だから次官の責任を問うておるのではない。けれども、かくすればかくなるものという結果は、御調査の上、はつきりわかつては

ずなです。全国にバナナの加工業者が何軒あるかわからず、今まで過去数年來バナナの輸入をやつていらつしやつたとは思へない。現在の輸入業者でさえも、バナナ一つをとつてみても多い。そこへかかつて加えて大方針に逆行するところの輸入業者以外の問屋業者に入れさせた、あるいは加工業者にこれを許す、しかもその結果は九百何ほの大多数が殺到するといふことがわかつておりながら、混乱を来たすといふことがわかつておりながら、何がゆゑにかよふなことをおやりになつたか、これは正面切つてお答へが願ひたい。もしそれお答へがなければ、私は裏口から回つてお尋ねいたします。

○山本(勝)委員 私は加藤委員の質問を承つておりました、私ども少し解釈が違つておりました、私ども少しと思ひます。加藤さんのお話では、これまで外貨割当をする商社が多過ぎる、数を減らしていかなければならな

いという方針でできたものを、今度それをふやしたというのはどういうわけかという質問のようであります。私の理解しておるところでは、外貨割当そのものはいろいろ事情でジェトロ一本にまとめてしまった、ですから外貨をこれまで以上のたくさんの人に割り当てたというのではない、それを今度ジェトロが入れたものを競売にした、こういうふうな理解しておるのですが、その理解が間違っておるか、外貨そのものを九百人の者に割り当てたというのか、そこを一つお答え願いたいと思います。

○加藤(清)委員 今の質問に関連して。私の質問は、何も山本経済学博士とここで論争をやるつもりではない。あくまで具体的なことに立脚してお尋ねしておるのであります。従いまして私の今お尋ねしておることは、何がゆえに入札資格をかようにおふやしになったかということである。私の理解するところでは、入札資格者イコール輸入業者である。このバナナに限っては輸入の業務を担当する者が入札をするのだ。もしそれジェトロに外貨を与えたからというて、ほかの原綿や原毛のごとく、外貨を割り当てられた貿易業者がジェディーまで行って買うとか、メルホルンまで行って買うとか、こういうような行き方をジェトロがとっておるとするならば、ジェトロが代行したと言えましょう。しかしジェトロが台湾まで行ってその外貨を使ってバナナを買い付けたというたしは露聞にしていまだかつて私は聞いたことがございません。従って、なるほど外貨を割り当てたというのはジェトロでありましょうが、入札資格者イコール輸入専

業者であるというふうにはバナナに限っては理解しておりますが、それは間違いでありませんか。もしそれが間違いであるということになると、これはまたますますおもしろい問題がここに惹起されるのであります。どうぞ御答弁を願いたい。

○川野政府委員 商社があまり多いという点等がございまして、ものによりましては商社を減らす方がよかろうというふうなこともあるだろうと存じております。しかしこのバナナの問題につきましては、政府が交渉いたしましたして実は価格が上がるのでございまして、従って商社がふえたからと申しまして価格の面に変動があるとも考えられませんが。しかし御説のように、こういうものは不急品でもございましてから取扱いは業者はできるだけ少い方がよかつたのではないかと、こういうふうにも考えております。

ますから一つお答え願いたい。

○加藤(清)委員 私はこの答弁は政務次官には無理だと思えます。というのは研究外の問題ですから。この問題については最終的に結論を出されたのは、農林大臣と通産大臣であるとお聞きしております。従いまして通産大臣の御出席の折にこの問題をもっと掘り下げて承わりたいと思っております。そこで最後に通産局長にお尋ねしたいのでありますが、外貨割当の方式については、通産大臣の言うておる方向に行くのか、それともこのバナナのよ

○板垣政府委員 外貨割当の今後の大方針といたしましては、先ほど申しましたように、できますれば現在のメーカ割当制度から商社割当制度に漸次移っていきたいという考えを持っております。しかしながらこの移行はなかなか国内的にも摩擦を生じておるもので、それをならみ合せながら漸進の方向でやっていきたいと思っております。それからもう一つのいわゆる新規業者との関連の問題につきましては、これはやや私どもは別個に考えておるものであります。これもまた別個といたしまして、従来輸出入業者の突進主義のみでやっておった方式がいかどうかこの点問題は常に起っているわけでありまして、やはり新しいものにも輸出入をやる機会を与えることが必要であらうと思っております。この点の問題は漸次考えていきたい。従って今のバナナ問題も、考えようによつてはそういう方向も一つの方向と思っております。これは先ほど御指摘の通り多少の弊害も生じましたので、そういう方向に急激には移れないと思っております。一つの別

の方向といたしまして、やはり今後商社割当とは関係なしに、新しい輸出入業者にも機会を与えるという方向は考

台湾から買い付けるという実務を委託するのだということでございます。

○山本(勝)委員 そうすると外貨割当の入札に参加した人、それがすなわち輸入業者と同じだ、だから七百人か八百人ですが、それに割り当てたのと寸分違わない、こういう解釈ですか。外貨そのものを割り当てたのと変りがないということであれば、私は確かに非常に根本的な大変化だと思つて。しかしその外貨をジェトロ一本に渡すことは、前々からもう通産省の一つの方針であつたので、一本にするという方針だということから何百人かにわけてやるの、これは明らかに矛盾すると思つて、これがどうなんですか。



わつとふえることがわかっておりながらおやりになった、その真意がわからぬというのが私の質問の要旨でございますが、今までの割当の問題があれれば新規業者を許すにやぶさかでないとい先ほどお答えになりましたが、それを額面通り受け取って、今後そのように実行なさると解釈してよろしゅうございませうか。

○板垣政府委員 最初の問題につきましては御説の通りであります。要するに輸入を實際にやっておる者に割当をやるべきだというのが今後の外貨割当の大方針であります。しかしそれがどういうテンポに実現されるかは今後の問題であります。それとジェットロとのバナナの割当の関連でございますが、この際申し上げておきたいことは、ジェットロに外貨割当をやったことは、あくまで法律が制定されるまでの行政的の過渡的措置でございます。これはあくまで異常な措置でございます。今後法案が制定されますれば、ジェットロに割り当てることはございませぬので、直接輸入をやる者に割当がいくということになるかと思っております。それで今のバナナの加工業者の問題でございますが、確かに加工業者の全バ連の方から申しますれば、これは加工業者であり問題でございますが、これは加工業者で外貨を割り当てようとする場合には、これはあくまで輸入の努力のある、意思のある、いわゆる輸入業者としての加工業者に割り当てるわけでございますから、その点は理論的にも矛盾はないわけでございます。

それから第二の御質問につきまして、問題はあれれば割当を要するとい意味でなくて、今後の行き方といし

まして、できませぬれば新規業者へも機会を与えていきたい、こういう考えでございます。今までのバナナの問題につきましてはいろいろ御議論もございませうが、ほかの物資につきましても、もしできませぬれば漸次新規業者も入るようには検討はいたしたいと思っておりますが、しかし、なかなかいろいろ過去の経緯がございまして急激には参らぬと思っておりますが、たとえばマル特制度というようなものにおいては新規業者が自由に割当を受けておりますし、今後重要な物資につきましても、できませぬれば新しい地域からある特定の物資を入れるときには、新規業者も参加し得るような道はできる限り開いていきたいと思っております。ただいまのところどの物資についてどのくらいのことかできるかどうかということはまだお答えができる段階になっておりません。

○加藤(清)委員 まだ質問したいことがよくありますから留保させていただきます。

○佐竹(新)委員 加工業者が問題になっておるのですが、安田経済局長が来られませんかけれども、これはどうし安田経済局長に出てもらわなければならぬ。この問題は政治的になつておる問題ですから、今日でなければ次会でもいいて農林大臣、通産大臣にどうしても出てもらいたい。ただ一口通商局長に言っておきますが、全バ連のいわゆる加工業者が全国に相当おります。市町村長の証明があつて、一定のものを持つて居る者はみんな入札の資格があるということになって居る。実際はこれは全バ連の中核部だけがやつているので、ほかのものは権利の譲渡

です。これはみんな権利を買つてしまつて、そして固めて入札したのである。ここに問題がある。だから、少数のものであつたら、今日金は納まつております。あしたの期限だから、代金が納まつて居る。納まらないのは、みんなの権利を買つて、何億も持つて居なければならぬから、ここに問題がある。こういうことを、農林省が市条例を改正して、輸入業者にあらざる者を入れて通産当局を圧迫して、通産省が屈服した。言いかえるならば、河野農林大臣に石橋通産大臣が屈服したことになる、理由はどうかあつても、あなたがどんなに説明されようとも、私はこの問題は大きな政治的問題だ、こう見ると、事務当局に対する質問はまた後刻に譲りまして、委員長にこの際申し上げたいのであります。どうして通産大臣と農林大臣を呼んで、そしてこの問題を明らかにしたいと思ひます。

は政治的にそれが使われたような感じがするので、各委員からも質問があつたと思つて居る。ところで、佐竹委員からの御質問に答えて、あしたに支払の期日が迫つて、約束不履行になつた場合には輸入権利を放棄する、こういうことを確定に行つておつしやいませうけれども、その輸入権利を放棄した場合には、私は、もう一回この点をバナナに關する限りは輸入の新しい加入者に向つても再検討が必要じゃないか、こういうふうにお考えののです。けれども、私は何も前の輸入業者の人たちの親戚でもなければ、知り合ひもあるわけではないのです。その点でどちらへ加担するといふわけじやありませんけれども、政令を發してしまつて、市条例をもつて御売の一部改正をやつてしまつたから仕方がないといふものじやない。もし輸入業務を預託をする価値がないといふ明らかな状態が出てきたときには、通産当局としてこれをもう一回再検討することが必要じゃないか。政令などは一度出したのですから、交えることもできるのじやないかと考へるのでありますが、この点を一つ……。

○安田(善)政府委員 御意見のありました終りの方のことに關しまして、輸入行政に關して、たとえばバナナその他の農林物資と普通言われているものに関しまして、農林省が協議を受けたり、意見を申し上げたりすることはございませぬが、お話にありましたように、行われまして、その判断をなさいますことか、そういうふうな農林省がしたとかいふことは大へん違つて居ると思ひます。そう申し上げておきたいと思ひます。

○松尾委員 私の質問から流れて、だいぶ活発に質疑が戦われました。いろいろ御答弁を聞いておきますと、新しい方が輸入権を獲得することは確かにいひのですけれども、今度の場合に

中央卸売市場法に關する政令というものが、これはもしそうおつしやたら問違ひでございまして、この卸売市場の業務規程が都市の条例でできて居るわけでありませう。市場の業務規程、業務の扱い方でありませうが、その中に卸売人、仲買人、売買参加人、小売人等の規定があるわけでありませう。ところがたまたま大正十二年に制定されました以来改正をいたしませんで居た同法の業務規程を定めるに當りまして、都市の条例できめまして、そうして例を申しますと、仲買人となれば市場の中で行ふ行為のみならず、いかなる場所から、卸売人以外とか場外からは買つてはいけません、売買してはいけません、こういう条例が出ておつたのであります。農林省といたしましては、従来そのままにしておりましたけれども、都市の条例をもつて規定するのは必ずしも適當でない。特にどういふ人であらうと、輸入業務を行つたりあるいはその能力を持つ場合、いわんやバナナの輸入業務を取り扱つたりするような場合には、それもできないといふようにしてはいけません。今思つて居るのであります。その際も思つたのであります。第一点は、繰り返して申し上げますと、仲買人でたまたま市場に居るといふことをもつて、営業とか買入の地域をこえるような規定とかいふようなものを、営業制限の条例でもつて規定してはいけません。現に卸売人は、バナナの輸入業者である仲買人もまた、輸入業者になり得る場合がありませうが、いわんやその経験がありませうれば輸入の業務の取り扱ひ、バナナそのものの処理、腐り易いものは色づけをするとか、そういうことができるのが妥

○板垣政府委員 だいまの御質問、よくわかりませんが、その再検討が、加工業者を入れること自体、全体の問題といたしますれば、ただいまお答えいたしかねますが、実際に落札をしなから輸入する実力がないということが認定された者につきましては、これは実績には加えないということになつておりますので、実際に輸入できなかつた者については、今後割当を受ける権利はなくなるわけでありませう。

○安田(善)政府委員 松尾委員またその前の委員の方から御意見の出した

九

九

当であると思いましたが、そこでその条例を愛ただけであります。またバナナその他についてどうして行なうたかと申しますと、従来輸入実績のあるものだけに輸入を取り扱わせたり、またジェトロの代行実務を行わせたりしまして、あと輸入されまして以降は国内で自由放任されているのでありまして、そこで今回法律を通過省が手をつけて内閣から出されました。かつては政府として出そうとして通らなかつたという経緯もありませんが、あまりに特定の輸入業者が輸入代行者に莫大な不利益を生ずることによって過大な利潤が発生している、片寄っている、その利益を法律で公平に分配できるのではないかと。なぜかといえ、自由売買になつておりますから、せめて利益をもう少し片寄らないようにしたい、卸売市場という通常のルートを通って青果物は流れていくといいたらう。そうすると市場の中で卸売人、仲買人のせり売りの方法による建値あるいは流通が、売買参加人を通じて流通していく。そういうことが行われるという意味で、現行法でバナナ程度の青果物ならばそういう方法がいろいろあるというところで条例を愛え、また市場の中に輸入したら入れていただきたいという措置をとったわけでありまして、こういうことと御了承願います。

○松尾委員 先ほど佐竹さんの質問の中にありましたように、全バ連の人たちは現に委譲をされているのだ、こういうようなことも聞いておられますので、この際支払いが明日に迫つて、もしその約束の履行ができない場合には、やはり一人の輸入業者としての問題ではなく、全体としてもう一回考える必要があるのじゃないかと私思うのです。それと同時に今度の新しい法律で産投に十五億出すことになりまして、ましてやひもつきでない資金の流れることを計画しておられる関係から、これらが確實に履行されなければ、産投の資金計画もくずれのじゃないか、ということもろにいろいろ問題があるのじゃないかと思つておられます。どうか今後とも質問をしたけれどもどうも不明瞭な点があつて、質問のこなめを押えた御答弁を願えないのがまことに残念でありますけれども、また次の折に御質問いたしたいと思つておきます。

○佐竹(新)委員 今安田経済局長から都条例についてのお話がありました。これを改正するまでは明らかに農林省の方から都の方に指示があつたことは事実なんです。今あなたの言われる通り、文字通りそういうことによつてバナナの市場価格がせり売りを安くなつていく方向に向つていけばいいが、しかし現実にはそうじゃない、しかも高値で入札をしている。そういう今度のはたたくところではない、もつとぐつと上つてきます。あなたの考えとはまるきり違つてくる。と同時にこれが全バ連の傘下にある九百名の人全部にバナナが回っていくならいいが、やはり市場の一部の少数者によつて確保されてしまう、あなたの考えとは逆なんです。そういう結果、もう明日に迫つても代金が入らないという事態に至つては、大きな政治問題とならざるを得ない。こういう結果を招来すればますます市場を混乱に導くよになる。そうすれば市場の分業論をめぐちやくちやにしてしまう。市場は大

体分業論の上に立っているのですか

ら、私もあなたの説とは全然逆で考えている。それがあなた一人の考へか、あるいは背後に操る者がいて示唆したのかも知れないが、とにかくまたまバナナに関する都条例が、農林大臣から東京都知事の方に指示があつて、その一部改正が行われた。その結果が今日になつておられることは事実なんです。だから私は政治問題だと言つておられます。しかしもうこれ以上あなたを追及いたしません。後刻農林大臣と通商産業大臣に出てもらつてこの問題を明らかにいたしたいと思つておきます。

○加藤(清)委員 関連して、今バナナをこのように許したのは、過当の利益があつたから都条例を改正し、新規業者を入れたらどうかという御答弁がございましたが、それが農林当局の大方針であるということになります。ならば、それと同じ向きの砂糖も一体なぜこのようにならざるのか。もしも認めるならば、砂糖も新規業者を認めるのか、認めないのか。砂糖もやはり大メーカーのみならずほかの小さいメーカーたちがぜひ外貨をもらいたいと言つてきても、それをちよん切つておられる。同じ農林省の中において砂糖とバナナという同じ特殊物資で、同じような過当の利益があるにもかかわらず、砂糖とバナナとは別個の扱いをしていらつしやるようでありまして、これに對してどのような方針が正しいのか、バナナの方針が正しいのか。これは次官がせつかく見えられたのですから、次官に答えられればよし、答えられなかつたらぜひ大臣にお願いしたい。

次に同じ問題であります、あすに

追つて資金がない、その原因那辺にあるうとも、それで輸入権が行使できなかった場合においては、過去の通産省の慣例ないしは条例等々によりまして、この者は権利を放棄されたことに相なつておられるわけでございます。そこで追加してこの者を許すということはできなかったはずでございます。あまたあつたけれどもそれは拒否されているのが過去の事例でございますが、この際支払いがあつたに迫つた日に資金が集まらないという業界の内部的理由によつて権利が行使されなかつた場合の処置いかん、これは通産大臣にお尋ねしたいのでございます。もしここにいて通産省の過去の事例のつとつてこの権利を放棄したものと認めての処置がなされればよろしいし、もしなされなかつたとなつて、通産省の省令よりも都条例の方が優先したという結果が生じて参りますが、一体いかなる処置に出られるつもりでございませうか、はつきりと御答弁が願いたいのでございます。次官では答弁できないというところであれば、何も無理して答えていただくかぬでも、大臣が来られてからでけっこうでございます。

○大石(武)政府委員 せつかくお名をしてお尋ねでございますので、簡単に答弁申し上げたいと思つておられます。農林省の考えは、先ほど佐竹委員が申し上げましたように、一部の者に過当な利益を得せしめるという点では反対でございます。但しバナナと砂糖ではまるきり方面が違ふと思つておられます。私は思うのでありますが、砂糖は国民の生活に絶対必要な物資でございます。従いまして、これはできる限り国民に安いの

を得せしめるということが必要だと思つておられます。バナナは多少違つて、むしろ私はせつかく品に近いものじゃないかと思つておられます。おそろく一升の米が三円や五円の値上りにも心配しなければならぬ階級には全然用のないものだと思います。従いましてバナナは多少高くなりましても、直接国民の生活にはそれほど影響しないと思つておられます。むしろせつかく品は高く売つて取り上げて、その差益を国民に分ち与えるのが妥当な考え方だと思つておられます。こういう意味でございまして、そこが目的が違ふと思つておられます。砂糖に關しましては近くこのような価格を安定させるような方針をとりたいたわれは考えておられる次第でございます。

○加藤(清)委員 大へんお答えをいただいた。通産省の方は、バナナも同様に安くなるためにこのような措置をとつたとお答えになった。ところがあなたのお答えですと、砂糖だけは高くなつちやいぬが、バナナの方は少々高くなつてもいいから業者をよけい入れたとおっしゃる、これはとんでもない大違いです。だからやっぱり大臣でなければいけないということになる。

○安田(善)政府委員 農林政務次官のお答えを補足する意味におきまして、また佐竹先生の御意見にも今からつけ加えて申し上げたいと思つておられます。

そこでこの際委員長に要望いたします。こんな内部矛盾をやつておられるは、どつちの言ふことを聞いていいのかわからぬ。それでバナナが腐つたようなもので、だから明確な答弁を簡単に承るために、この際両大臣の御臨席のほどを切に要望いたします。

○安田(善)政府委員 農林政務次官のお答えを補足する意味におきまして、また佐竹先生の御意見にも今からつけ加えて申し上げたいと思つておられます。

○安田(善)政府委員 農林政務次官のお答えを補足する意味におきまして、また佐竹先生の御意見にも今からつけ加えて申し上げたいと思つておられます。

ナナの問題につきましては、私が農林  
経済局長になりましたときは、四月以  
降の外貨予算がまだ通産省において外  
貨割当をしないような状態でありま  
した。そういうようなことは一方輸出  
の振興のためにもよろしくない。例を  
言いますと、農林水産物の輸出は台湾  
と協定した計画の三割も輸出できてな  
い、その上バナナの輸入も早くすべき  
ものはなくちゃならぬ、協定履行上  
もすべきだというような情勢にある。

その後御論議になっておる事態につい  
て早く外貨割当及び輸入をできるよう  
に努力しようと思っておりますが、  
お話の中になりましたように、農林大  
臣が私も事務当局を圧迫しましたと  
か、農林省が通産省を圧迫しましたと  
かという事実はございません。大臣は、  
私に委任をされるから、いい方式などよ  
く考えろ、私は部屋の中で、業界の方  
にもほとんどお会いせず、自分で天  
井を見て考えたことあります。

○加藤(清)委員 私は質疑を打ち切り  
にしたいと思つたところが、あ  
あいう答弁をしたから、それでは質問  
いたしますが、農林当局や通産当局の  
責任を私どもは追及しているのじゃな  
いのだから、あなたの責任のがれのこ  
とを聞こうと思つていないのです。し  
かしあなたがそんなことをおっしゃる  
と——今までのバナナの輸入の実績が  
おくれおくれになっておったから、そ  
れで私どもがこういう措置をとったん  
だとおっしゃると、私は言いたくなつて  
くるのだ。それは、そうなる、農林省が  
通産省を罵倒しているということにな  
るのです。それでよろしゅうござい  
ますか。なぜかならば、今までおくれ  
ておつた理由は、今度のように、業界

が金が集まらないからおくれたのと違  
います。業界の方ではもっと早くして  
もらいたい。この時期でなければなら  
ぬ、もっと早くしてもらいたいという  
にもかかわりませず、通産大臣やその  
他の外国行や、アメリカ行や、その他  
のことでおくれしてきたのです。実際そ  
ういう通産省の大物の——事務当局の  
局長級以下じゃないのだ、それ以上の  
ところの不手ぎわからおくれきてお  
るにもかかわりませず、だからという  
ので農林省がこれにくちばしをいれた  
ということになってくると、なるほど  
農林省一家は偉いに違いないし、河野  
執権職は大したものには違いないだ。  
しかしながらそのやられた結果は、  
きょうになつても金が集まらないじゃ  
ないですか。できないじゃないですか。  
やられたことが果して正しいと思つて  
いらつしやるのですか。冗談じゃな  
い。やはりもちはもち屋にまかせてお  
いた方がいいのです。しろうとがくち  
ばしを出すからこういうことになる。  
現にいいと思つてやつたことが、きよ  
うになつたつて金が集まらないじゃな  
いのですか、できないじゃないですか。  
できないときの権限を、通産省の方針  
でいくと、放棄したものと認めること  
になつておるが、農林省当局としては  
この権限をいかにあそばされますか、  
その点をはっきり承わりたい。

○安田(善)政府委員 私は通産省のや  
り方を罵倒したわけではありません。  
そうお考えになつたかもしれません  
が、私はそういう意味でございませ  
んから御了承願ひたいと思ひます。そ  
ういふ趣旨ではありませぬ。それから輸  
入等に関しましては農林に關係あるもの  
についてよく協議をしたり意見を申し

上げたりはいたしますが、輸入を、結  
果においてどうしようとか入札をどう  
しようかというような、その場合のこ  
とは、ほかの場合と同様に通産省でお  
きめになりました。通産省のおきめに  
なりましたものに從つて入札して、輸  
入実務を代行するわけでございます。  
農林省も關心を持って見るところで  
ございましょうが、直接農林省がどうす  
るとかこうするとかいうことではな  
しに、通産省のことでございます。

○神田委員長 この際暫時休憩いたし  
ます。本会議散会後に再開することに  
いたします。

午後零時三十分休憩

〔休憩後は開会に至らなかつた〕

〔参照〕

中小企業信用保険法の一部を改正す  
る法律案(内閣提出)に関する報告書  
(別冊附録に掲載)

昭和三十一年三月十三日印刷

昭和三十一年三月十四日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局